

各小・中学校長 様
各社会体育団体指導者 様

西海市教育委員会社会教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる社会体育団体の活動の取扱いについて

小・中学生を対象とした社会体育団体の活動の取扱いについては、令和 3 年 9 月 24 日付、3 西海社ス第 35 号での通知内容に基づき、実施しているところですが、県内においてこれまでにない勢いで感染が急拡大しており **1 月 13 日（木）から、本県の感染段階がレベル 2－I（警戒警報）に引き上げられたことを踏まえ、1 月 17 日（月）より**当分の間は、下記の取扱いとします。

なお、日々状況が変化しているため感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1. 活動の実施について

社会体育活動においては、スポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び各スポーツ競技団体が各種スポーツ活動の再開に向けて作成した感染拡大予防のためのガイドラインに沿って、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。

ただし、**他チームとの交流は、自粛をお願いします。**

2. 大会等の参加について

- 大会への参加については、予選会を経て出場権を獲得した中央競技団体等が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。
- 宿泊を伴う場合には「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（最新版）」を参考として、十分な対策を講じること。
- 県外の大会等に参加する場合は、社会教育課と協議すること。
- 帰県後 2 週間は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や健康管理の徹底に留意した上で練習環境や方法等の工夫を講じて実施すること。

3. 活動の留意点

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない児童・生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 社会体育活動への参加については、児童・生徒本人、保護者の意向を尊重すること。